

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年 11月20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年 11月22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号
平成25年 5月15日
一部改正 国自安第 70号
国自旅第 82号
国自整第 84号
平成25年 7月26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年 11月20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年 11月22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号
平成25年 5月15日
一部改正 国自安第 70号
国自旅第 82号
国自整第 84号
平成25年 7月26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第148号
平成25年8月23日
一部改正 国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月31日
一部改正 国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日
一部改正 国自安第112号
国自旅第153号
国自整第161号
平成28年9月8日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(5) 第3項の「運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類」について、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければならない。

国自整第148号
平成25年8月23日
一部改正 国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月31日
最終改正 国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(新設)

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置(第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。)及び貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下同じ。)にあっては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載(第1項)

① (略)

② (略)

③ 第6号の「運転者の運転の経歴」については、運転経歴の適確な把握により、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図ろうとするものであり、一般貸切旅客自動車運送事業者においては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項(以下「運転の経歴」という。)を記載させること。ハ.に掲げる車種区分については、乗務する車種区分に変更を生じた場合ごと、遺漏なく記載させること。

イ. 事業者の氏名又は名称

ロ. 運転者として選任されている期間

ハ. 主に乗務する貸切バスの車種区分(「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置(第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。)及び貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下この項において同じ。)にあっては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載(第1項)

① (略)

② (略)

(新設)

理について」(平成 11 年 12 月 13 日付自旅第 128 号、
自環第 241 号)別紙 1 (3) ①による区分をいう。)

ただし、平成 28 年 11 月 1 日以降に選任した運転者につ
いては、過去に他の一般貸切旅客自動車運送事業者におい
て選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業
者について、運転の経歴に掲げる事項を記載させること。
この場合、他の一般貸切旅客自動車運送事業者における経
歴については、運転者の雇入れ時に提出された履歴書(運
転の経歴を記載したものに限る。)の写しを添付すること
で代えることができる。また、平成 28 年 11 月 1 日前に選
任した運転者については、同月時点からの運転の経歴を記
載させるとともに、それ以前の運転の経歴については、積
極的に記載することが望ましい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車
運送事業者においても、個々の運転者の状況に応じたきめ
細やかな指導監督の実施を図るため、運転の経歴につい
ては、積極的に一般貸切旅客自動車運送事業者に準じて記載
することが望ましい。

④ 第 7 号の(略)

⑤ 第 7 号の(略)

⑥ 第 7 号の(略)

⑦ 第 8 号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(5) 第 3 項の「法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者」に
ついては、平成 28 年 11 月 1 日前に選任された補助者に対
しては、この規定を適用しない。また、その返納の対象となる
種別の事業について補助者に選任することができないことと
し、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支え
ない。

(6) ~ (9) (略)

③ 第 6 号の(略)

④ 第 6 号の(略)

⑤ 第 6 号の(略)

⑥ 第 7 号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) ~ (8) (略)